2024. 1. 4

福祉事業施設事前協議フロー図

※フローに基づき、事前協議を進めてください。

事業の認定申請等

↓

福祉部局

・・・福祉事業担当部局へ申請等の協議を行ってください。

↓

建築行政課

・・・福祉事業施設事前協議書及び必要資料（以下、事前協議書）の説明をいたします。
事業場所の区に関わらず、『建築行政課　建築確認検査G』へお越しください。

↓

事前協議書作成

・・・事前協議書（正・副2部）を作成し、フローに基づき協議を進め、
各部局担当者の協議済みサインを受けてください。

↓

福祉部局

・・・【協議先】各担当福祉部局
事業内容の確認後、協議書（正・副2部）を返却します。

↓

管轄消防署

・・・【協議先】事業場所の管轄消防署
審査により適合確認後、協議書（正・副2部）を返却し、適合証明証を発行します。
※場合により、適合証明書の発行は是正完了後となります
（この場合、協議書内「手続き中」にチェックを入れて次の協議に進んでください）

↓

土地政策課

・・・【協議先】土地政策課
（※浜名区の一部（旧浜北区）・天竜区は北部都市整備事務所）
審査により適合確認後、協議書（正・副2部）を返却します。
※不適合の場合、是正処置が必要となりますので、次の協議には進めません

↓

建築部局

・・・【協議先】建築行政課
（※浜名区の一部（旧浜北区）・天竜区は北部都市整備事務所）
審査により適合確認後、協議書「協議済欄」に押印のうえ、協議書（副1部）を返却します。
※不適合の場合、是正処置が必要となりますので、協議済欄への押印はできません

↓

福祉部局

・・・以上で事前協議が終了となります。
福祉部局に提出を要する書類については、各担当福祉部局と協議してください。

↓

認　定